

2018年6月1日

各位

株式会社みなと銀行

電子決済等代行業者との接続基準について

株式会社みなと銀行は、銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号、以下「改正銀行法」)の規定に基づき、銀行が電子決済等代行業者と契約を締結するに当たり、電子決済等代行業者に求める基準「接続基準」を以下のとおり策定いたしました。

記

1. 接続先の適格性について
 - (1) 改正銀行法の定める電子決済等代行業の登録拒否事由のいずれにも該当しないこと
 - (2) サービス内容や事業規模を踏まえ、サービスを適正かつ確実に提供するのに十分な財務基盤等を有すること
2. セキュリティ管理態勢について
 - (1) 利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な体制を整備し、適切に運用していること
3. 法令諸規則順守管理態勢について
 - (1) 法令及び諸規則を順守するために必要な体制を整備し、適切に運用していること
4. 利用者保護管理態勢について
 - (1) 利用者への説明や照会窓口の設置、補償対応等利用者保護のために必要な体制を整備し、適切に運用していること
5. 外部委託事業者等管理態勢について
 - (1) その委託する業務あるいはその受託する業務の内容等に応じて、外部委託事業者あるいは電子決済等代行業再委託者が上記基準を満たすために必要な体制を整備し、適切に運用していること

以 上

<ご参考> 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について